

環境農林水産常任委員会会議録

令和元年5月27日

場 所 第4委員会室

令和元年5月27日(月曜日)

午前10時0分開会

会議に付託された議案等

○環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査

○その他報告事項

- ・建設工事等の最低制限価格及び低入札価格調査基準の改定について
- ・公共工事の円滑な発注及び施工体制の確保について
- ・乾しいたけ品評会について
- ・スギ素材(丸太)生産28年連続日本一について
- ・硫黄山噴火に伴う対策等の現状について

出席委員(8人)

委員	長	野崎幸士
副委員	長	凶師博規
委員		星原透
委員		横田照夫
委員		山下寿
委員		佐藤雅洋
委員		太田清海
委員		井上紀代子

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

環境森林部

環境森林部長	佐野詔藏
環境森林部次長 (総括)	松田広一
環境森林部次長 (技術担当)	廣津和夫

環境森林課長	川口泰夫
みやざきの森林 づくり推進室長	黒木逸郎
環境管理課長	富山典孝
循環社会推進課長	蕪美知保
自然環境課長	田原博美
自然公園室長	藤本英博
森林経営課長	濱砂正則
山村・木材振興課長	橘木秀利
みやざきスギ 活用推進室長	有山隆史
林業技術センター所長	日高和孝
木材利用技術 センター所長	美戸司
工事検査監	木嶋誠

農政水産部

農政水産部長	坊蘭正恒
農政水産部次長 (総括)	河野譲二
農政水産部次長 (農政担当)	大久津浩
農政水産部次長 (水産担当)	毛良明夫
畜産新生推進局長	花田広
農政企画課長	鈴木豪
中山間農業振興室長	小倉久典
農業連携推進課長	愛甲一郎
みやざきブランド 推進室長	東洋一郎
農業経営支援課長	日高義幸
農業改良対策監	坂本美奈子
農業担い手対策室長	戸高朗
農産園芸課長	菓子野利浩
農村計画課長	小野正寛
畑かん営農推進室長	酒匂芳洋
農村整備課長	盛永美喜男

水産政策課長	福井真吾
漁業・資源管理室長	林田秀一
漁村振興課長	外山秀樹
漁港漁場整備室長	鈴木宣生
畜産振興課長	谷之木精悟
家畜防疫対策課長	三浦博幸
工事検査監	中山俊行
総合農業試験場長	甲斐典男
県立農業大学校長	山本泰嗣
水産試験場長	田中宏明
畜産試験場長	徳留英裕

事務局職員出席者

政策調査課副主幹	前野陽子
議事課主任主事	渡邊大介

○野崎委員長 ただいまから環境農林水産常任委員会を開会いたします。

まず、委員席の決定についてであります。現在、お座りの席のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、本日の委員会の日程についてであります。

お手元に配付いたしました日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、委員会の運営方法についてであります。執行部入れかえの際は、委員長会議確認事項のとおり、10分程度の休憩を設けることにしたいと考えております。

今申し上げた要領で、執行部の入れかえを行うことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時1分休憩

午前10時3分再開

○野崎委員長 委員会を再開いたします。

先般の臨時県議会におきまして、私ども8名が環境農林水産常任委員会委員に選任されたところでございます。

私は、このたび委員長に選任されました宮崎市選出の野崎でございます。

一言だけ御挨拶を申し上げます。

人口減少、また少子高齢化の進展によって、さまざまな問題を抱えています第1次産業でございますが、持続的に発展できるよう、充実した委員会活動に努めてまいりますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

次に、委員の皆様を紹介いたします。

まず、私の隣が児湯郡選出の図師副委員長でございます。

次に、向かって左側ですが、都城市選出の星原委員でございます。

続きまして、児湯郡選出の山下委員でございます。

続きまして、西臼杵郡選出の佐藤委員でございます。

続きまして、向かって右側ですが、宮崎市選出の横田委員でございます。

続きまして、延岡市選出の太田委員でございます。

続きまして、宮崎市選出の井上委員でございます。

ます。

次に、書記の紹介をいたします。

正書記の渡邊主任主事でございます。

副書記の前野副主任幹でございます。

次に、環境森林部長の挨拶、幹部職員の紹介並びに所管業務の概要説明等をお願いいたします。

○佐野環境森林部長 おはようございます。環境森林部長の佐野でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

説明に入ります前に、まず5月18日、19日に発生いたしました大雨の被害状況について御報告いたします。

現在、まだ調査中ではございますが、当部関係では、今のところ林道等の崩れなどが18カ所発生しておりますが、人的被害があるような大きな被害は発生いたしておりません。引き続き、情報収集に努めながら適切に対応してまいりたいと考えております。

また、先月、4月15日にとり行いましたみやざき林業大学校開講式におきましては、来賓として林活議連会長の星原委員と外山議員に御出席をいただきました。議会の皆様方からの御指導、御支援を賜りながら、開講に至ることができました。この場をおかりしましてお礼を申し上げます。

それでは、環境森林部の取り組みについて御説明をさせていただきます。

環境森林部では、環境及び森林・林業の長期計画の目標としてそれぞれ掲げております日本のひなた「太陽と緑の国みやざき」の実現、そして低炭素社会づくりをリードする力強い林業・木材産業の確立と山村の再生の達成に向けた取り組みを職員一丸となって進めてまいりたいと考えております。

特に、今年度は新しく森林経営管理制度とその財源となります森林環境譲与税のスタートの年でもあります。野崎委員長、凶師副委員長を初め、委員の皆様方の御指導、御支援をよろしくお願い申し上げます。

それでは、座って説明させていただきます。

お手元に配付しております委員会資料によりまして、部の概要などを御説明いたします。

まず、1ページをごらんください。

令和元年度環境森林部幹部職員名簿でございます。

紹介をさせていただきます。

総括次長の松田でございます。

技術担当次長の廣津でございます。

環境森林課長の川口でございます。

みやざきの森林づくり推進室長の黒木でございます。

環境管理課長の富山でございます。

循環社会推進課長の蕪でございます。

自然環境課長の田原でございます。

自然公園室長の藤本でございます。

森林経営課長の濱砂でございます。

山村・木材振興課長の橘木でございます。

みやざきスギ活用推進室長の有山でございます。

工事検査課工事検査監の木嶋でございます。

林業技術センター所長の日高でございます。

木材利用技術センター所長の美戸でございます。

なお、課長補佐等の紹介につきましては、名簿でかえさせていただきます。

次に、2ページから3ページをごらんください。

令和元年度環境森林部の執行体制であります。

環境森林部の執行体制につきましては、ごら

んのように、6つの課と3つの課内室及び公共三部共管の工事検査課で組織されております。

また、出先機関の関係所属としましては、19機関となっております。

3ページの中段よりやや上に太字で下線を引いてありますが、みやざき林業大学校の開講に伴い、今年度の組織改編により、林業技術センターの管理研修課を林業大学校の円滑な運営を図るため、管理・林業大学校研修課に変更しております。

次に、4ページをごらんください。

令和元年度環境森林部歳出予算であります。

この表は、部の一般会計と特別会計につきまして、令和元年度の歳出予算を課別に集計したものであります。令和元年度当初予算額Aの列の一番下、合計の欄にありますように、一般会計と特別会計を合わせて229億3,367万4,000円であり、平成30年度の当初予算額Bと比較して102.2%となっております。

5ページ以降の主な新規・重点事業及びその他報告事項につきましては、担当課長・室長が御説明いたします。

私からは以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○川口環境森林課長 常任委員会資料の5ページをごらんください。

新規・重点事業のうち、「森林環境譲与税充当予定事業」について御説明いたします。

地球温暖化や災害の防止など公益的機能を有する森林整備のための費用を国民が広く負担する仕組みとして、国税の森林環境税及び森林環境譲与税が創設されました。この森林環境譲与税は、新たな森林管理システムの円滑な推進を図るため、令和6年度からの課税に先立ちまして、今年度から県及び市町村に譲与されること

とされたところであります。

譲与税の使途としましては、森林の整備及びその促進に関する施策に充てることと法に規定されており、そのうち都道府県は、市町村が行う施策に対する支援や人材の育成・確保、普及啓発、木材の利用促進等を行うこととされております。

この譲与税を活用した県の取り組みであります。7つの新規・改善事業を予定しており、資料の1にありますように、令和元年度当初予算額は1億6,300万円であり、その財源として1億800万円の譲与税を予定しております。

次に、2の具体的な取り組みであります。

(1)の主体となる市町村への支援としましては、市町村職員の研修や市町村が管理する林地台帳の精度を高めるための事業を、(2)の担い手の育成としまして、林業就業希望者等への研修を、(3)の県産材の利用拡大に係る事業としまして、都市等への県産材利用普及のための事業を行うこととしております。

なお、譲与税充当予定事業のうち、(1)の②の㊦「新たな森林管理システム推進事業」と、(3)の㊧「人と自然にやさしい公共施設木材利用推進モデル事業」につきましては、後ほど事業を担当する課長、室長から説明がございません。

私からの説明は以上でございます。

○黒木みやざきの森林づくり推進室長 委員会資料の6ページをお開きください。

私からは、人と自然にやさしい公共施設木材利用推進モデル事業について御説明いたします。

まず、1の事業の目的・背景ですけれども、設置から年数が経過しました県営施設の補修等におきまして、安全で耐久性にすぐれた加工技術によります木材を利用することで、市町村等

における同様の取り組みを推進するものであります。

2の事業の概要ですが、予算額は895万5,000円、事業期間は今年度から3年間、事業主体は県であります。

事業内容につきましては、当室が所管しております川南遊学の森やひなもり台県民の森におきまして、木製ガードレールの取りかえや木製遊具の設置等を行うものであります。

7ページ下のほう、3の事業内容のイメージをごらんください。

これは木製ガードレール取りかえの例でありますけれども、現在、木製ガードレールは、左側の横断面の絵にありますとおり、木の中心部を含んだ心持ち材が使用されております。これを右側の絵のような、木の中心部を避けて製材しました心去り材に変更することで、心持ち材に比べまして、防腐剤の加圧注入が容易になり、耐久性を向上させることができるものです。

6ページにお戻りください。

最後に、3の事業効果であります。県有施設において、新しい技術によります木材を活用することで、市町村等での同様の取り組みを促し、木材の需要拡大や県民の木材利用への関心、理解につながるとともに、利用者の安全性・快適性が確保されるものと期待しております。

説明は以上であります。

○富山環境管理課長 環境管理課の事業について御説明いたします。

委員会資料の8ページをごらんください。

硫黄山の噴火に起因する河川白濁対策でございます。

1の事業の目的・背景であります。長江川・川内川水域等の水質検査を継続するとともに、河川白濁への対応のために実施した試験・研究

結果を踏まえて、農業用水が必要な時期に実証試験を実施し、実用化に向けた水質改善対策の具体案を作成することとしております。

予算額は4,253万4,000円、全額一般財源で、実施主体は県でございます。

(4)の事業内容の①の新規事業「硫黄山河川白濁水質改善実証試験事業」については、右側の9ページで御説明いたします。

これは、これまでの実証試験の内容を段階的にまとめたものです。

ステップ1の宮崎大学による実証試験に始まり、ステップ2の県とえびの市による河川試験の後、ステップ3として、河川水量の全量による全水量試験を行うために、えびの高原に仮設石灰石中和水路の設置を行い、5月14日から試験を開始したところでございます。

試験のイメージにつきましては、下のほうに記載しております。

資料11ページをごらんください。

これは試験場所の全景を示す写真です。

左下の硫黄山から流れてくる河川水を取水堰から引き込み、写真右の仮設石灰石中和水路に通水し、中和処理した後、えびの市が設置しています沈殿池を經由して河川に戻すもので、水素イオン濃度など水質を常時測定することによって、石灰石による中和効果の持続性や石灰石を継続して投入する方法等の検証、並びに抽出された課題への対応の検討を10月まで行うこととしております。

これらで得られた結果は、有識者からなる専門家会議において検討を行い、実用化に向けた水質改善対策の具体案を作成することとしてい

ます。

8ページにお戻りください。

2の(4)の②の硫黄山河川白濁水質監視事

業は、長江川等の8カ所において、週1回の水質検査を継続して実施し、結果を定期的に情報提供するもので、10ページに各地点の水質状況を示しておりますが、直近のデータを別紙として配付させていただいております。

8ページが一番下に戻りますけれども、3の事業効果ですが、農業用水の利用対策に活用できるとともに、風評被害の防止や地元の不安感の払拭が図られるものと考えております。

環境管理課の説明は以上でございます。

○蕪循環社会推進課長 循環社会推進課の重点事業について御説明いたします。

お手元の資料の12ページをお開きください。

「災害廃棄物対応力強化事業」についてであります。

まず、1の事業目的であります。災害の発生に伴い、短期間に大量に発生する災害廃棄物は、あらかじめ処理の流れ等を想定した事前の対策が大切でございます。このため、実際の災害場面を想定した図上演習を実施することにより、処理体制の整備や災害廃棄物対応力を身につけた人材の育成を図るものであります。

2の事業概要にありますように、予算額は741万円で、事業期間は今年度からの3年間、実施主体は県であります。

内容であります。まず①の災害廃棄物処理に係る図上演習につきましては、市町村や関係団体の職員約50名を対象に、実際の災害を想定したシナリオに沿った図上演習を実施することで、より実践的な対応力の向上を図るものであります。

演習の実施に当たっては、今年度につきましては、専門のコンサルタントを活用し、運営体制の構築を行いまして、来年度以降は、県で直営化したいと考えております。

次に、②の宮崎県災害廃棄物処理対策ネットワーク会議ですが、関係団体や市町村と一緒に集めました災害廃棄物処理を行う広域連携体制の構築を目的に、平成28年度から開催しております。今年度は、図上演習のフィードバック等を実施することで、さらなる連携強化を図っていきたいと考えております。

最後に、3の事業効果であります。本事業により、本県における災害廃棄物処理体制が整備され、円滑な災害廃棄物処理が可能になるものと考えております。

続きまして、14ページをお開きください。

公共関与推進事業についてであります。

この事業は、1の目的・背景にありますように、産業廃棄物の適正処理を確保するため、公共関与により、廃棄物総合処理センター「エコクリーンプラザみやざき」の安全で安定した運営を支援し、県内処理体制の確立を目的とするもので、実施主体である公益財団法人宮崎県環境整備公社に対して、補助及び貸し付けを行うものであります。

2の事業概要にありますように、予算額は14億2,000万円余であり、具体的には(5)の事業内容に記載されているとおりです。

なお、環境整備公社につきましては、県の公共関与終了に伴い、令和3年3月31日をもって産業廃棄物処理事業を終了することとしており、同日付での公社解散が決定しております。

引き続き、県としましても、令和3年4月以降のエコクリーンプラザみやざきの新たな運営主体となる宮崎市への移行が円滑に進むよう、地元の対策協議会の理解を得ながら、関係自治体との協議を密に行うなど、万全を尽くしてまいりたいと考えております。

また、エコクリーンプラザみやざきに関する

損害賠償請求訴訟でございますが、委員の皆様方にも大変御心配をおかけしておりますけれども、裁判所の都合により延期となっております控訴審判決が6月28日に言い渡される予定となりましたので、あわせてお知らせいたします。

当課の説明は以上であります。

○田原自然環境課長 16ページをお開きください。

新規事業「特定外来生物等適正管理事業」であります。

この事業は、1の事業の目的・背景にありますように、生態系や人、農林水産業に被害を及ぼすおそれのある外来生物等のリスト作成や防除対策等を実施するものであります。

右側のページの中ほどの写真にありますように、昨年は農作物に被害を与えるおそれのあるアライグマが小林市で捕獲され、また毒を持ち身体に影響を与えるおそれのあるハイイロゴケグモが宮崎市で確認されるなど、外来生物による被害の拡大が懸念されているところであります。

このため、これらの対策としまして、左のページの2の事業の概要の(5)にありますように、①の外来生物リスト作成事業では、外来生物リストを作成するための生息調査や検討会の開催を、②のアライグマ捕獲従事者育成事業では、アライグマ捕獲従事者に対する研修を、③の特定外来生物防除対策事業では、ハイイロゴケグモの確認されている地域での生息調査や防除対策等を実施することとしております。

これらの取り組みによりまして、3の事業効果にありますように、特定外来生物等の県内への侵入や生息域の拡大を防ぎ、生物多様性の保全を図っていくこととしております。

私からの説明は以上であります。

○藤本自然公園室長 資料の18ページをごらんください。

国立公園満喫プロジェクト推進についてであります。

1の事業目的・背景にありますように、このプロジェクトは霧島錦江湾国立公園におきまして、国、県、市町等関係機関が連携し、国立公園を楽しむための仕組みづくりや誘導対策、利用施設の整備など訪日外国人旅行者等を引きつける取り組みを計画的、集中的に実施しているものであり、そのうち県の予算に係る事業について御説明いたします。

2の事業の概要をごらんください。

予算額は1億2,648万4,000円であります。

(5)の事業内容ですが、①の事業は、ソフト事業で、アでは県が認定したおもてなし店舗等の関係者を対象に講習会を開催することとしております。

イでは、山の日にえびの高原において、トレッキングや水上スポーツなどアクティビティー体験のイベントを開催するほか、動画配信等により情報発信を行うこととしております。

ウは、これまで西諸地区の関係市町等が単独で実施していたさまざまな体験プログラム等を相互に連携し、エリア内を周遊する体験プログラムの開発・磨き上げなどに取り組むことに対して支援を行うこととしております。

②、③はハード事業で、えびの高原など重点取り組み地域におきまして、国際化や老朽化に対応した施設の整備や市町が行う整備への支援を行うものであります。

右のページに29年度からの取り組み状況を記載しております。

これらの取り組みによりまして、霧島錦江湾国立公園の魅力の向上や利用者の満足度が高ま

り、外国人を含めた利用者の増加が進むとともに、地域の活性化が図られるものと考えております。

説明は以上です。

○濱砂森林経営課長 20ページをお開きください。

「新たな森林管理システム推進事業」であります。

1の事業の目的ですが、本年度からスタートする森林経営管理制度の円滑な推進を図るため、制度を運用する市町村への支援を行うものであります。

右側の21ページの中段のフロー図をごらんください。

まず、新たな森林管理システム「森林経営管理制度」の概要を説明します。

新制度では、フロー図の左端、森林所有者から、意向調査の結果、自分では管理できないとの意思表示があった森林について、ピンクの矢印にあるように、管理を行うための経営管理権を市町村が設定します。

市町村は、これらの森林を経営に適した森林と経営に適さない森林の2つに分類します。

このうち、経営に適した森林については、フロー図の右端にあります、県が認定する意欲と能力のある林業経営者に管理を委託し、経営に適さない森林については、市町村がみずから管理することになっています。

以上が制度の概要であります。

20ページへお戻りください。

2の事業概要をごらんください。

(1)の予算額は1,071万4,000円です。

(2)の財源は、一般財源となっておりますが、森林環境譲与税を充当することとしております。

(5)の事業内容ですが、①の事業では、モデル地区を設定した制度運用の実証や市町村職員を対象とした研修を行います。

また、②の事業では、チラシの配布等による普及啓発や森林管理推進員により市町村の業務を支援します。

3の事業効果にありますように、市町村への支援を通じて、この制度が円滑に運用され、計画的な森林施業が推進されるものと考えております。

森林経営課からの説明は以上であります。

○橋木山村・木材振興課長 資料の22ページをお開きください。

「木質バイオマス活用型再造林推進モデル事業」でございます。

まず、右の23ページの現状をごらんいただきたいと思っております。

県内では主伐が増加しておりますが、その後の再造林が追いついていない状況になっております。

一方で、木質バイオマス発電所向けの林地残材利用量が増加しており、平成29年は約48万生トンが活用されております。

これまでバイオマス利用の促進に向けた支援を行い、林地残材が活用されるようになってきたところですが、バイオマスの収益をいかに再造林に分配するよう誘導していくのか、また公共事業の対象とならない風倒木の放置により二次災害の発生が危惧されることから、そのバイオマス利用が課題となっているところであります。

その対策としまして、下の事業イメージのところですが、森林所有者、素材生産事業者等からなる地域協議会を設置し、伐採前から関係者が協力して、収益の一部を再造林に活用するよ

う協議を行い、確実な再造林が行われるものについて、搬出の距離に応じた助成を行うものがあります。

左の22ページに戻っていただきまして、2の事業の概要でございますが、予算額は2,942万7,000円でございます。

事業内容は、先ほど御説明した再造林支援型のバイオマス搬出経費支援に加え、補助の対象とならない小規模な風倒等被害木の搬出運搬など後片づけ費用も支援することとしております。

なお、記載はしていませんが、搬出経費の支援は、1立方メートル当たり30キロメートル以上は500円、80キロメートル以上は1,000円の定額助成を予定しております。

事業の効果であります。再造林の促進と中山間地域の産業振興等の効果が期待できるものと考えております。

説明は以上でございます。

○有山みやざきスギ活用推進室長 資料の24ページをお開きください。

「みやざき木材サプライチェーン・マネジメントシステム実証事業」でございます。

右の25ページですが、現状及び課題にございますように、林業の収益性を向上させ、確実な再造林につなげていくためには、林業の生産効率を上げるだけでなく、川上から川下まで一体となった取り組みが必要となっております。

また、本県では森林の無断伐採の問題が散見されておまして、早急な対策も求められております。

そのため、24ページの1の事業の目的・背景にありますように、需要と供給のマッチング及び原木丸太のトレーサビリティの実証事業に取り組み、生産・流通の見える化をすることで、安全・安心な循環型林業の確立を目指すことと

しております。

予算額は1,000万円で、事業内容のイメージは、25ページに記載しておりますけれども、林業・木材産業関係者などで構成された協議会を設置し、原木のトレーサビリティでは、原木等の出荷の際に、例えば、絵にありますように、QRラベルにより出荷者を識別するとともに、流通におきまして、関係者間で伐採や出荷の情報を共有することで、その合法性を担保してまいりたいと考えております。

また、需給マッチングでは、製材品の需要情報を共有して、需要に合った伐採をすることで、無駄のない生産体制を構築し、コスト低減を図っていききたい、また、確実な再造林により、循環型林業を確立していくことで木材の合法性を担保し、誤伐・盗伐の抑止につなげていく考えでございます。

具体的な事業内容でございますが、事業者からの提案公募といった手続を経て、受託者と調整しながら進めることとしてございます。

私からの説明は以上でございます。

○田原自然環境課長 ここからは、その他報告事項について説明いたします。

委員会資料の27ページをお開きください。

建設工事等の最低制限価格及び低入札価格調査基準の改定について説明いたします。

最低制限価格や低入札価格調査基準は、建設工事などの品質確保や予定価格に比較して著しい低価格で受注する、いわゆるダンピング受注を防止するために設けられるものです。

今回の改定は、(1)の趣旨にありますように、国の改定に伴い、建設工事等の最低制限価格と低入札価格調査基準の上限を改定するものです。

(2)の最低制限価格制度と低入札価格調査制度の概要について説明いたします。

資料中ほど下の比較図とあわせてごらんください。

比較図左の最低制限価格は、工事の品質確保や契約の内容に適合した履行を確保するために最低限必要な価格のことで、予定価格と最低制限価格の範囲内で最低の価格の者が落札者となり、最低制限価格を下回る者は失格となります。

この制度は、地方自治法施行令で、WTO対象案件や総合評価落札方式以外の入札で適用することとなっております。

次に、比較図右の低入札価格調査の基準価格は、本県の場合、最低制限価格と同じ金額となっておりますけれども、先ほど説明しましたように、最低制限価格制度では、最低制限価格を下回る者は失格となりますが、低入札価格調査制度では、調査基準価格を下回る入札額であっても、失格基準価格以上の入札額であれば、すぐには失格にならず、契約の内容に適合した履行がなされるかどうかの調査を実施し、履行が可能との確認ができれば落札者になり得ます。

低入札価格の調査は、積算内訳書や下請予定業者など、12項目について資料を提出していただき、必要に応じ内容確認のためのヒアリングを行うこととしております。

地方自治法施行令では、WTO案件や価格と技術力や地域貢献度など、価格以外の要素を総合的に評価する総合評価落札方式において、低入札価格調査制度を適用することとなっております。

次に、(3)の改定の内容についてであります。

国土交通省の改定を受けまして、本県におきましても、建設工事の最低制限価格及び低入札価格調査基準につきましても、上限を90%から92%に改定、また、建設関連業務の最低制限価格につきましても、測量業務の上限を80%から82

%に改定、それから地質調査業務は、最低制限価格の算定に使用する諸経費の算入率を改定したところであり、4月1日以降の入札公告又は指名通知を行う入札に適用しております。

今回の最低制限価格等の改定によりまして、建設工事などのさらなる品質確保が図られるとともに、建設産業の担い手の育成・確保が図られるよう取り組んでまいります。

続きまして、28ページをお開きください。

公共工事の円滑な発注及び施工体制の確保について説明いたします。

(1)の趣旨にありますように、国土強靱化対策による公共事業予算の増加に伴い、不調・不落の増加が懸念されますことから、今回発生抑制対策を講じるものです。

(2)の不調・不落の発生状況ですが、近年増加傾向にあり、昨年度は、公共三部で201件、率にして11.3%の不調・不落が発生しております。

次に、(3)の今回実施する特例措置ですが、ここからは右のページを使って説明いたします。

まず、上段にありますアの現場代理人常駐義務緩和についてです。

これまで、原則1つの工事現場に1人の現場代理人が常駐することを義務づけておりましたが、一定の要件を満たした場合には、複数の現場の兼務を認めるものです。

次に、中段のイの点在積算、いわゆる施工箇所が点在する工事の間接費の積算の適用拡大についてです。

図の左側にありますように、これまで1キロメートルを超える複数箇所の工事を一緒に発注する場合には、箇所ごとにそれぞれの経費を計上し、積算してまいりました。

それを、現場条件によっては、1キロメートル

ル未満であっても箇所ごとにそれぞれの経費を計上し、積算できるようにするもので、業者の経費の積算が手厚くなるものです。

次に、ウの余裕期間制度の活用拡大であります。

現在、工事着手前に建設資材や技術者、労働者の確保等の準備を行う余裕期間を最大3カ月設定できる工事を一部実施しておりますが、これを4カ月に拡大するもので、この期間については技術者の配置が不要となります。

以上、3つの特例によりまして、技術者等の効率的な配置が可能となったり、利益率が向上するなど、不調・不落防止に一定の効果が期待できると考えております。今後も地域の実情の把握に努めながら、発注時期の平準化等も含め、不調・不落が発生しないよう取り組んでまいりたいと考えております。

なお、特例期間は、左のページの一番下の②にありますとおり、ことし5月から当分の間としております。

私からの説明は以上であります。

○橋木山村・木材振興課長 資料の30ページをお開きください。

乾しいたけ品評会等について御報告させていただきます。

当品評会は、生産者の技術向上などを目的に毎年開催されておりますが、去る4月17日にその審査会が実施されました。

まず、出品等の状況ですが、②の表にありますように、県内各地から箱物で51点、袋物で389点、合計440点の出品があり、その中から、優等など114点の入賞品が決定されました。

また、③の表のとおり、特別表彰として、ア、個人の部では、箱物から椎葉村の山中憲太郎さんが農林水産大臣賞に決定され、このほか林野

庁長官賞と宮崎県知事賞についても、それぞれ決定されたところでございます。

また、イ、団体の部では、椎葉村が優勝されました。

右ページの写真の④が上位入賞品、⑤が審査会の状況でございます。

次に、(2)の品評会表彰式及び生産者大会につきましては、今週の31日に宮崎市で開催されます。

当日は多数の御来賓をいただきますが、県議会からは、丸山議長及び当委員会から野崎委員長にも御臨席をいただくこととなっております。

最後に、参考といたしまして、本県の乾しいたけの生産量と年平均価格の推移をお示ししております。

乾しいたけの生産量は減少傾向にございまして、平成29年は厳しい気象条件でございましたので417トンと、前年から約2割減少したところであります。

価格につきましては、平成29年は1キログラム当たり4,372円と前年より下落しましたが、平成27年から4,000円台を維持しているところでございます。今後とも、生産体制の強化や消費拡大などの支援を通じ、山村地域の所得向上に努めていくこととしております。

次に、32ページをお開きください。

スギ素材(丸太)生産28年連続日本一について御報告いたします。

(1)にありますように、農林水産省が公表した平成30年木材統計によりますと、本県の杉素材生産量は、28年連続日本一となったところです。

(2)は、杉を含めた素材生産の状況であります。

全国的な状況が上半分で、平成30年の総数

は2,164万立方、このうち杉は約6割で、1,253万2,000立方となっております。

また、宮崎県の状況が表の下側になりますが、総数は192万5,000立方、このうち杉は179万立方で、全国では14.3%のシェアとなっております。

(3)は、本県の順位であります。総数では北海道に次いで全国第2位、杉については本県が第1位となっております。

表の下の②にございますように、南九州4県の杉生産量は398万4,000立方であり、全国の約3割がこの地域から生産されております。

また、参考に製材品の出荷量をお示ししております。

平成30年の本県の製材品出荷量は97万3,000立方で、広島県に次いで全国第2位となっております。

本県は、全国トップクラスの生産基盤と製材工場の大型化等がうまく組み合わさり、県内で生産された素材の多くが県内で付加価値をつけ、県外に出荷されることにより、地域経済が潤うよい流れができ上がりつつあります。今後もこの豊富な森林資源を適切に経営・管理しながら、本県が国産材のトップランナーであり続けられるよう、環境に配慮した素材生産と再生林の一層の推進に努めてまいりたいと思います。

説明は以上でございます。

○野崎委員長 執行部の説明が終わりましたが、質疑はありませんか。

○横田委員 河川白濁の件ですが、沈殿池がありますけれども、この沈殿池にはどういうものが沈殿するのでしょうか。

○富山環境管理課長 硫黄山から流れてくる河川水には、火山から噴出した水が含まれています。その火山から噴出する水には、粘土成分がたくさん含まれておりまして、白濁して、当初

一番ひどいときには、手に持つと微粒子がたくさん手につくぐらいありました。そういったものが流れてきた場合に、沈殿池でそのような白濁成分を沈殿させて流すということで、えびの市が昨年6月に設置したものです。

○横田委員 最初に白濁が発生したときに、ヒ素とかが含まれているという話がありましたよね。そういった有害物質等は、その沈殿物には入っていないんですか。

○富山環境管理課長 私たちも沈殿物の分析をさせていただきました。あと水のほうも分析しているんですけども、どちらかといえば、水のほうにたくさん入っているという結果でした。ちょっと数値は忘れちゃったけれども、沈殿物を分析した結果、日本の河川の底質で、一般的に検出される量よりもずっと少ない含有量でした。

○横田委員 長い年月がたったら沈殿物も相当な量になると思うんですけど、その除去とか持っていく先は大体決まっているんですか。

○富山環境管理課長 昨年度宮崎大学に委託しまして、沈殿物の処理等について、どうかということの研究していただいたところなんです。現在、川のほうにあった沈殿物は一旦しゅんせつをして、仮置きをしております。

大学に有害物質が溶質しないようにする方法を研究していただきまして、一定の効果はあるようです。

しかしながら、できるだけ現場内といいますか、噴出口近くで処理したいというのが我々の考えなんです。今どんな方法があるのかを検討している段階でございます。

○横田委員 わかりました。

○野崎委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 それでは、以上をもって環境森

林部を終わります。執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前10時47分休憩

午前10時52分再開

○野崎委員長 委員会を再開いたします。

一般の臨時県議会におきまして、私ども8名が、環境農林水産常任委員会委員に選任されたところでございます。

私はこのたび、委員長に選任されました宮崎市選出の野崎でございます。一言御挨拶を申し上げます。

少子高齢化と人口減少の進展によって、さまざまな問題を抱えています第一次産業でございますけれども、持続的にこの第一次産業が発展するように、充実した委員会活動に努めてまいりますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

次に、委員の皆様を紹介いたします。

まず、私の隣が、児湯郡選出の図師副委員長でございます。

次に、向かって左側ですが、都城市選出の星原委員でございます。

続きまして、児湯郡選出の山下委員でございます。

続きまして、西臼杵郡選出の佐藤委員でございます。

続きまして、向かって右側ですが、宮崎市選出の横田委員でございます。

続きまして、延岡市選出の太田委員でございます。

続きまして、宮崎市選出の井上委員でございます。

次に、書記の紹介をいたします。

正書記の渡邊主任主事でございます。

副書記の前野副主幹でございます。

次に、農政水産部長のあいさつ、幹部職員の紹介並びに所管業務の概要説明等をお願いいたします。

○坊菌農政水産部長 おはようございます。農政水産部長の坊菌でございます。よろしくお願い申し上げます。

まず初めに、5月18日からの豪雨につきまして、被害を受けられた方々に心からお見舞いを申し上げます。

詳細な被害状況につきましては、現在、調査中ではありますが、しっかりと対応をしてまいりたいと考えております。

御案内のとおり、農水産業を取り巻く情勢は、担い手不足などとともにTPP11や日EU・EPAの発効等に起因する国内外における競争の激化など厳しい状況にあると考えております。

また、近年では硫黄山や新燃岳の噴火、国内での豚コレラの発生等の危機事象が続いているところでございます。

このような中、ことしは口蹄疫発生から9年という年に当たります。二度と発生させないこと、そして、アフリカ豚コレラがアジア地域で蔓延している状況を踏まえまして、特別防疫月間であります4月には、水際防疫にとって重要な施設であります宮崎空港等の運営会社に対して、水際防疫の協力要請を行ったところでございます。

万一の発生に備えた迅速な防疫体制を確認するために、県内での口蹄疫の発生を想定した防疫演習も実施したところであります。

今後とも、さまざまな現場の不安や課題等にしっかりと耳を傾け、職員一丸となって、農業者、漁業者に寄り添って取り組んでまいりたいと考えております。どうぞよろしくお願いいた

します。

それでは、座って御説明させていただきます。
常任委員会資料の1ページをお開きください。
農政水産部幹部職員の名簿であります。主な
職員について御紹介させていただきます。

まず、総括次長の河野でございます。
農政担当次長の久津でございます。
水産担当次長の毛良でございます。
畜産新生推進局長の花田でございます。
農政企画課長の鈴木でございます。
中山間農業振興室長の小倉でございます。
農業連携推進課長の愛甲でございます。
みやざきブランド推進室長の東でございます。
農業経営支援課長の日高でございます。
農業担い手対策室長の戸高でございます。
農産園芸課長の菓子野でございます。
農村計画課長の小野でございます。
畑かん営農推進室長の酒匂でございます。
農村整備課長の盛永でございます。
水産政策課長の福井でございます。
漁業・資源管理室長の林田でございます。
漁村振興課長の外山でございます。
漁港漁場整備室長の鈴木でございます。
農業改良対策監の坂本でございます。
畜産振興課長の谷之木でございます。
家畜防疫対策課長の三浦でございます。
工事検査監の中山でございます。
総合農業試験場長の甲斐でございます。
県立農業大学校長の山本でございます。
水産試験場長の田中でございます。
畜産試験場長の徳留でございます。
次に、資料の4ページをごらんください。

農政水産部行政組織といたしまして、執行体制図を記載しております。このうち本庁は10課6室で構成されております。また、出先機関に

つきましては、6つの農林振興局と、西臼杵支庁において業務を推進しているほか、関係分野の試験研究機関や教育機関等を配置しているところでございます。

5ページから7ページにつきましては、農政水産部各課の分掌事務を掲載しておりますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

次に、8ページをごらんください。

令和元年度農政水産部当初予算の基本的な考え方でございます。

本県では、現在、農水産業の成長産業化を目指して、長期計画の着実な推進を図っているところでありますが、本年度は、ここに掲げております3つの重点プロジェクトを強力に推進してまいりたいと考えております。

まず、農業分野におきましては、重点1の国際競争を勝ち抜くマーケットイン型の産地経営体育成プロジェクトといたしまして、①人財の育成、②販売力の強化、③生産力の向上、この3つの観点から、経営資源を円滑に承継する新たな仕組みの構築や輸出拡大及びブランド対策の推進、さらには防災・減災対策や家畜防疫体制の維持強化、生産基盤の強化などに取り組んでまいりたいと考えております。

また、重点2、多様な地域特性・資源を生かす地域づくりプロジェクトといたしまして、世界農業遺産などの観光資源やジビエなどの食資源を所得向上につなげる取り組み、中山間地域における作業受託組織の育成など、地域農業を支える営農体制の構築に取り組んでまいりたいと考えております。

さらに、水産業の分野では、重点3、漁業の担い手確保・魅力ある水産業構築プロジェクトといたしまして、経営資源を円滑に承継する新たな仕組みの構築や、早期種苗の生産による海

面養殖の収益性向上などに取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、10ページをごらんください。

農政水産部歳出予算の概要について御説明いたします。

農政水産部の今年度当初予算額は、一般会計が、表の下から4行目の合計の欄にございます412億2,228万8,000円、対前年度比で103.5%、特別会計がその2つ下にありまして2億4,676万4,000円、対前年度比120.4%、合計で414億6,905万2,000円、対前年度比で103.6%となっております。

続きまして、11ページをごらんください。

ここから33ページまでが令和元年度の農水産部当初予算の主な新規・重点事業等でありまして、後ほど関係課・室長から御説明させていただきます。

次に、35ページをお開きください。

その他報告事項でございます。本日は、硫黄山噴火に伴う対策等の現状についてほか2項目について報告させていただきます。詳細につきましては、関係課長から説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

なお、38ページからの公共工事の円滑な発注及び施工体制の確保についてと、40ページの建設工事等の最低制限価格及び低入札価格調査基準の改定につきましては、先ほど環境森林部のほうから説明があった内容と重複いたしますので、当部からの説明は省略させていただきます。

私からは以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○鈴木農政企画課長 農政企画課でございます。これより当初予算における新規・重点事業を御説明いたします。

資料の12ページ及び13ページをごらんくださ

い。

「未来につなぐ中山間地域農業支援事業」でございます。

本事業は、作業受託組織の育成強化に向けた取り組み等を支援し、地域農業を支える営農体制を構築することで、中山間地域農業の維持・発展を図るものでございます。

事業内容の詳細については、右側13ページのポンチ絵で御説明いたします。

1の中山間地域農業の現状・課題についてでございますが、右のグラフは、将来の人口推計割合を示しており、2015年を1とした場合に、2045年、30年後の人口推計割合は、西米良村で0.52、日之影町では0.39と、人口減少が平地に比べ高い水準で進行することが予想されております。このため、農業継続に必要な労働力の確保が今後ますます厳しくなるおそれがあります。

また、二つ目の黒丸ですが、平地に比べ、中山間地では耕地面積が小さい状況でございます。例えば1筆当たりの面積が、新富町では18アールあるのに対して、日之影町では3アールとなっており、規模拡大による所得の向上も極めて困難な状況でございます。

このため、未来につなぐための必要な取り組みといたしまして、本事業では、農作業受託組織への体制確立支援や機械化、省力化及びスマート農業等の先進技術の導入等に対する支援を行うこととしています。

具体的には、2の事業内容の作業受託体制強化事業におきまして、各種メディア等を活用した求人や建設業、林業など他産業と連携した労働力の確保などを支援し、品目横断的な作業受託組織の育成を図ってまいります。

あわせて、(2)の中山間地域農業推進事業に

おきまして、スマート農業等先進技術導入のための検討会を実施するなど、当該地域の特性に合った取り組みを推進してまいりたいと考えております。

最後に、左側12ページの2の事業の概要をごらんください。予算額は1,000万円、事業期間は令和3年度までの3カ年を予定しております。

説明は以上でございます。

○愛甲農業連携推進課長 農業連携推進課です。

資料の14ページをごらんください。

「モノ・産地・心が動く！「みやざきブランド」マーケティング事業」でございます。

本事業は、県産農畜産物の取引拡大やみやざきブランドの認知度向上等を図るため、重点取引先や消費者等との協力関係を強化し、攻めのみやざきブランド推進対策を展開するものでございます。

予算額は1,431万8,000円、事業期間は令和元年度からの3年間となっております。

事業の内容につきましては、右側のページをごらんください。

上段2枠目の事業の視点にありますとおり、本事業は、重点取引先等との強い関係性の構築による取引づくりを初め、産地に軸足を置いたブランドの推進による産地力の向上や、消費者やメディアとの太い関係性の構築による戦略的かつ攻めのPR展開の3つの視点から取り組むこととしております。

具体的には、中段左側のブランド・バリューチェーンパートナー構築促進事業により、健康に着目した商品等のみやざきブランドの強みを生かしまして、重点取引先との戦略的な取引づくりや、消費動向に対応した新たな取引づくりを進めることとしております。

また、中央の産地が築く強い・太い取引づく

り事業により、産地主体の取引づくりに向け、生産者へのブランド意識の向上を図りますとともに、右側の戦略的ブランドプロモーション事業により、Karada Good Miyazakiのイメージを前面に出すために、メディア等を戦略的に活用したファンづくりに取り組みでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○日高農業経営支援課長 農業経営支援課でございます。

委員会資料16ページをお開きください。

新規事業「みやざき農業の魅力アップ！農業経営資源承継モデル構築事業」についてでございます。

まず、1の事業の目的・背景でございますが、産地が必要とする担い手を確保するため、離農希望者の有する経営資源を就農希望者に円滑に承継する仕組みを構築するものでございます。

事業概要については、右側17ページのポンチ絵をごらんください。

中ほどの事業スキームのとおり、離農希望者、言いかえれば後継者がいない農業者が有しています農地や中古ハウス、樹園地といった有形資源や生産技術等の無形資源について、県農業振興公社を通じて就農希望者にあっせんする仕組みを整備します。

具体的には、農地については、規定の農地中間管理機構等支援事業を活用し、スタンバイ農地として公社が中間保有いたします。中古ハウス等の農業経営資源については、公社に農業承継コーディネーターを配置し、農業経営資源の情報収集やデータベース化を行うとともに、確保した農地とハウス等をパッケージにし、市町村等の枠を超えて就農希望者とのマッチングを進めていくこととしております。

この取り組みにより、下段の見込まれる効果として、新規就農者の増加と早期の経営安定、農業資源の有効活用と承継促進が図られるものと考えております。

また、篤農家の周辺に新規就農者を誘導することで、技術等の円滑な承継のみならず団地化の促進にもつながるものと思います。

16ページに戻っていただき、2の事業の概要にありますとおり、予算額は3,010万2,000円、事業期間は令和2年度までの2年間を予定しております。

農業経営支援課は以上でございます。

○菓子野農産園芸課長 農産園芸課でございます。

引き続き18ページをごらんください。

「需要に応える宮崎米生産体制整備事業」でございます。

本事業は、1の事業の目的・背景にございませうとおり、本県の米需要に対応した新品種や新たな作型、先端技術を活用した高精度・超省力化技術の導入を図り、次世代まで持続可能な水田営農体系の構築を図るものでございます。

具体的な内容は右のページで御説明いたします。

上段の現状のとおり、水稻生産の担い手が減少する中、早期・普通期などの主食用米を初め、県内では焼酎原料用の加工用米の需要拡大など、本県ならではの米需要に対して、これまで以上にその需要に対応した作付や生産性の向上が求められています。

このため、中ほどの事業内容にあります1の宮崎米需要対応促進事業で、食味ランキング特Aの再取得や加工・業務用米の供給拡大に向けて、加工用米専用の新品種「宮崎52号」等の導入や安定多収栽培技術の普及等の取り組みを推

進めます。

また、2の宮崎米生産性アップ事業では、①の次世代型高効率生産体制実証事業において、加工用米とWCS用稲を組み合わせた新たな作型や、自動給水装置等の省力技術の実証を行うとともに、②の高効率機械化体系整備事業で地域の担い手である生産集団等へ密苗システムなどの導入を推進し、省力・低コスト技術の普及を進めてまいります。

本事業の取り組みにより、宮崎米の効率的な生産による水稻生産の規模拡大や所得向上を図ってまいります。

左ページに戻っていただき、2の事業概要にございますとおり、予算額は1,756万6,000円、事業期間は令和3年度までの3年間を予定しております。

説明は以上でございます。

○小野農村計画課長 農村計画課でございます。

資料の20ページをお開きください。

「畑フィールドで広がる！畑作産地育成事業」について御説明いたします。

1の事業の目的・背景であります。この事業は、畑地かんがい施設を活用した大規模畑作の産地化を図るため、畑かん用水を活用している圃場を周辺農家の方々に見ていただくこと等により、畑かん営農の効果をPRするとともに、超省力型の営農技術の開発・実証等により、畑作産地をつくり出すものであります。

右の21ページをごらんください。

具体的には、中段左側の①畑かんフィールド展開事業におきまして、まず、アの畑かんフィールドによる見せる活動の展開では、これまでの実証結果を広く普及させるため、事業実施中の地区を中心に、既に水を使っている圃場を畑かんフィールドと位置づけ、散水や成育の状況

について周辺農家に見せる活動を展開してまいります。

フィールドには、水利用ののぼり旗と看板を設置することで、周辺農家へ広く畑かん営農をPRしてまいります。

その下のイの畑かん効果PR力の強化では、昨年度、各地域で委嘱しました第3期畑かんマイスターによります地域の受益農家への啓発活動を強化するとともに、マイスターの声や散水器具の紹介を記載したパンフレット等による営農情報のPRを強化してまいります。

あわせて、右側の②のスマート畑かん営農実証事業におきまして、国のスマート農業加速化実証プロジェクトを活用し、実証グループである農業法人を中心としたコンソーシアムと連携いたしまして、アのICTとの組み合わせによる超省力型の散水技術の開発・実証を行いますとともに、イのドローンセンシングによる営農実態把握を行い、品目ゾーニングによる農地集積を図り、効率性の高い低コスト散水の推進を図ってまいります。

本事業を行うことにより、畑かんを活用した大規模畑作の産地化を図ってまいりたいと考えております。

20ページに戻っていただきまして、2の事業の概要ですが、予算額は556万円、事業期間は令和3年度までの3年間を予定しております。

説明は以上でございます。

○盛永農村整備課長 農村整備課でございます。

常任委員会資料の22ページをお開きください。

公共農地防災事業について御説明いたします。

本事業は、1の事業の目的・背景にありますように、近年多発しております集中豪雨等による農地や農業施設の災害を未然に防止し、農業生産の維持、農業経営の安定や県土の保全を図

るものです。

2の(5)の事業内容については、①から⑦の7つのメニューで構成しておりますが、そのうち、②のため池等整備事業と⑥の水質保全対策事業について御説明いたします。

右側のページをごらんください。

まず、ため池等整備事業についてであります。

平成30年7月豪雨では、中国・四国地方を中心に32カ所のため池が決壊し、下流に大きな被害が発生しています。本県におきましても、写真でお示ししておりますように、10年ほど前に、ため池の決壊により農地が埋没した事例もあります。このため、ため池下流に家屋等があって、決壊した場合に被害が予想されるため池を防災重点ため池に位置づけて、改修工事を進めております。

現在、この防災重点ため池につきましては、全国的に再選定を行っているところであります。

本事業では、耐震性の向上や豪雨による決壊の防止を図るため、洪水吐や堤体の補強等の工事を実施するものであります。

次に、水質保全対策事業についてであります。

昨年4月の硫黄山の噴火により、泥水が長江川水系の河川に流入したことにより水質が悪化し、一部の水田では水稲作付ができない事態が生じている状況であります。このため、昨年度から本事業により恒久的な用水確保に取り組んでいるところでありまして、本年度も引き続き水稲作付が困難な地域の解消を図ることとしております。

具体的な事業内容については、その他報告といたしまして、硫黄山噴火に伴う対策等の現状についてで御説明いたします。

左側のページに戻っていただきまして、2の(1)の予算額は29億1,854万9,000円を計上し

ております。

説明は以上でございます。

○福井水産政策課長 水産政策課でございます。

常任委員会資料の24ページをお開きください。

「MIYAZAKI CAVIAR世界ブランド確立支援事業」でございます。

1の事業の目的・背景にありますとおり、海外を中心とした販路拡大による宮崎キャビアのブランド確立を支援するとともに、優良種苗の安定供給や新魚種の量産化技術の開発を行い、本県キャビア産業の持続的な成長産業化を図ることとしております。

事業の内容につきましては、25ページで御説明いたします。

上のこれまでの取り組み及び計画にございますように、これまでの生産少量期の第Ⅰステージでは、基盤となる体制整備を重点的に進めてまいりましたが、生産拡大期となる第Ⅱステージにおきましては、輸出拡大を推し進め、世界ブランドの構築・確立を図ることとしております。

そこで、今後の課題といたしまして、販売体制や養殖体制の強化・高度化、種苗生産では有望な魚種の安定供給が必要と考えております。

このため、事業内容にございますとおり、世界ブランド確立事業では、世界での認知度向上や販売強化を図るため、世界3大展示会への出店や有力市場であるアメリカを中心に販路の開拓・拡大を行います。

また、養殖魚を傷つけない抱卵検査や簡易技術の実証等を行い、リスクやコストの削減を図り、養殖場の輸出体制を強化してまいります。

次に、優良種苗安定供給事業におきましては、種苗生産の効率化のために不可欠な機器整備を行うとともに、成熟の早いシベリアチョウザメ

や国際的に評価の高いロシアチョウザメの完全養殖技術を確立し、優良種苗の安定供給を行います。

これらの取り組みにより、世界におけるMIYAZAKI CAVIARのブランドを確立することとしております。

24ページにお戻りください。

2、事業の概要ですが、予算額は1,342万5,000円で、事業期間は令和3年度までの3カ年を予定しております。

水産政策課からは以上でございます。

○外山漁村振興課長 漁村振興課でございます。

常任委員会資料の26ページをお開きください。

新規事業「みやざきの養殖成長産業化プロジェクト」でございます。

まず、1の事業の目的・背景ですが、本事業は、成長産業化が見込まれる海面養殖業の収益性向上を図るため、従来よりも早い時期に成長等にすぐれた人工種苗の生産に着手することで、生産コストの削減等による養殖経営の基盤強化を行うものであります。

右のページをごらんください。

具体的には、資料中段の事業内容にありますとおり、マダイ及びカワハギの採卵時期を調整して、従来より早い時期に種苗を生産し、養殖業者に供給するとともに、飼育試験を行い、成長や体形がすぐれているかといった種苗性の評価を行う取り組みへの支援を実施してまいります。

見込まれる効果といたしまして、養殖期間が2～3カ月短縮されることで、例えば、マダイにつきましては生産原価の16%削減、カワハギにつきましては生産原価の25%削減が見込まれます。

また、需要が高いサイズを品薄時期である夏

前に出荷することで、有利販売も見込まれます。

左のページに戻っていただきまして、2、事業の概要ですが、予算額は771万円、事業期間は令和2年度までの2年間でございます。

次に、28ページをお開きください。

新規事業「沿岸漁業経営資源承継円滑化事業」でございます。

まず、事業の目的・背景ですが、本事業では、沿岸漁業の担い手確保のため、中古漁船や漁具等の経営資源を就業希望者に円滑に承継する仕組みづくりを構築するものです。

具体的には、右のページで御説明をいたします。

中段四角枠の沿岸漁業の担い手確保対策の取り組みをごらんください。上段が現在の取り組み、下段が新たな取り組みになります。

上段に地域担い手協議会とありますが、これは昨年度に設置し、各地域の課題である就業希望者の掘り起こしやベテラン漁業者による新規就業者への漁労技術指導等を行っております。

本事業では、下段の新たな取り組みと記載している太い枠の部分になりますが、本県の漁業担い手対策の中心的役割を担う公益社団法人宮崎県漁村活性化推進機構に承継コーディネーターを設置し、中古漁船や漁具情報のデータベース化、新規就業者等のマッチングを行います。

加えて、漁船や漁具の導入経費の一部を助成し、本事業及び既定事業の取り組みによりまして、漁労技術等の無形資源と漁船・漁具等の有形資源の一体的な承継により、沿岸漁業の担い手確保・育成を円滑に推進してまいります。

左のページに戻っていただきまして、2の事業の概要ですが、予算額は348万4,000円、事業期間は令和3年までの3年間でございます。

漁村振興課は以上でございます。

○谷之木畜産振興課長 畜産振興課でございます。

資料の30ページをお開きください。

「2022全国和牛能力共進会対策事業」であります。

1の事業の目的・背景ですが、第12回全共は、2022年10月に鹿児島県で開催予定であり、生産農家や関係機関がチーム宮崎として一丸となり、改めて日本一を達成し、宮崎牛のさらなる発展を目指すものであります。

右のページをごらんください。

まず、資料上段にありますとおり、全共につきましては、官民一体となった取り組みによりまして、3大会連続で内閣総理大臣賞を受賞するなど大きな成果を上げてまいりました。

宮城県で開催された11回大会に比べ輸送の負担は軽減されますが、強敵ぞろいの九州での開催であること、また、出品区の変更や他県における出品技術や改良技術の向上などによりまして、これまでにない厳しい戦いが予想されております。

そこで、下のフロー図にありますとおり、鹿児島全共に向けては計画的に準備を進めていく必要がありますので、今後、生産者を中心に市町村や関係団体とも連携しながら、出品条件の変更等に的確に対応するために、受精卵移植技術を活用するなどして、効率的にすぐれた出品候補牛を選定するための準備を進め、第12回全共においても、日本一のブランド宮崎牛のさらなる発展を目指して積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

左のページにお戻りいただきまして、2の事業の概要であります。予算額は820万3,000円、事業期間は令和4年度までの4年間で予定しております。

畜産振興課は以上であります。

○三浦家畜防疫対策課長 家畜防疫対策課でございます。

お手元の資料32ページをお開きください。

「全国のモデルとなる家畜防疫対策事業」についてであります。

この事業は、1、事業目的・背景にありますとおり、口蹄疫を初めとする家畜伝染病の発生を防止するため、水際防疫と地域防疫のさらなる徹底を図るとともに、口蹄疫埋却地の利活用、口蹄疫を忘れないための情報発信等を行い、全国のモデルとなる防疫体制の維持・強化を図るものでございます。

右のポンチ絵をごらんください。具体的には上段に示しておりますように、口蹄疫やアフリカ豚コレラ等の家畜伝染病が近隣諸国で継続発生しております。また、訪日外国人は年々増加しており、家畜伝染病の侵入リスクも増大しております。

このことから、資料下段にありますとおり、水際防疫体制の充実のため、多言語表示のチラシによる啓発やこれまでの水際防疫施設に加えまして、スポーツ施設等での靴底消毒を、また、右のほうの地域防疫体制の充実につきましては、地域の自衛防疫組織が取り組む農場巡回消毒等に対する支援を引き続き行ってまいります。

左のページに戻っていただきまして、2の事業の概要ですが、予算額は2,192万6,000円、事業期間は令和3年度までの3年間であります。

家畜防疫対策課は以上であります。

○鈴木農政企画課長 続きまして、その他報告事項について御説明させていただきます。

資料の36ページをお開きください。

硫黄山噴火に伴う対策等の現状について御説明させていただきます。

まず、1の噴火後の営農への影響についてでございます。

昨年4月の硫黄山噴火以降、えびの市内を流れる赤子川、長江川、川内川におきまして河川が白く濁り、一部の水田で水稲作付を断念するという状況が発生してございます。河川白濁の影響を受けた水田は463ヘクタールで、そのうち269ヘクタール、農家数ですと364戸の農家が飼料作物や地力増進作物などへ作付を変更いたしました。

その結果、平成29年度には340ヘクタールあった水稲作付が、昨年度は187ヘクタール減少して153ヘクタールとなり、水稲作付ができなくなった農家数は311戸でございまして、当該農家には共済金約6,100万円が支払われたところでございます。

次に、2の水源確保対策等の状況についてでございます。

水源確保につきましては、既存水源を有効活用する短期対策と、新たな水源を確保する中長期対策に分けて対策を進めることとしております。

(1)の短期的対策といたしましては、既存の水源を最大限に利用するため、農業用水施設等の部分改修を行うとともに、水質が改善しております堂本頭首工からの取水再開のため、水質が仮に悪化した場合には自動で取水を停止し、警報を管理者などに通知する水質監視・緊急取水停止システムを整備中でございます。

また、(2)の中長期的対策といたしましては、他の河川や湧水など新たな水源を確保するため、用水路等の調査設計を進めておりまして、地元や関係機関との協議・調整などが完了した箇所から順次整備を進める予定としております。

水源確保とあわせた安全・安心への対応とい

たしましては、(3)水質・土壌及び農産物の調査を昨年度から実施しておりまして、本年度も引き続き安全性を確認する予定としております。

これらの水源確保対策と安全性確認により、本年5月22日から堂本頭首工からの取水を再開するなど、昨年度に比べ取水可能面積が139ヘクタール増加し、292ヘクタールで水稻作付が可能となる予定でございます。

次に、3、再度水質が悪化した場合の対策についてでございますが、まず、(1)堂本頭首工での対策について、先ほど御説明いたしました水質監視・緊急取水停止システムにより、長江川上流部の水質監視装置で水質悪化を検知した場合には、堂本頭首工取水ゲートの緊急取水停止装置に信号が送信され、自動で取水を停止いたします。

なお、水質監視装置は、本年6月に完成予定であることから、完成までの間は、えびの市の水質観測データを利用して、地元が手動で取水を停止いたします。

なお、取水停止後に再度水質が改善された場合は、長江川と堂本頭首工の水質を確認し、地元が関係機関と協議の上、取水再開を判断することとしてございます。

また、(2)の農業共済制度についてでございますが、NOSA I西諸では、例年4月から加入申し込みを受け付けておりますが、本年度は2月に前倒しして加入申し込みを実施しており、本年3月末時点で227戸の水稻作付を予定している農家が加入を申し込んでいるところでございます。

また、水稻作付ができない水田は共済の対象外となっております。

最後に、4、本年度水源確保が困難な地域への支援についてでございます。

(1)の作付転換支援でございますが、昨年度は、飼料作物や地力増進作物等への作付転換につきまして、県とえびの市が補正予算で緊急的に支援いたしました。

本年度は、水源を確保できない約170ヘクタールを対象に、えびの市が作付転換への支援を実施いたしますとともに、県では中長期的な営農対策として、高収益品目等の導入に向けた展示圃場の設置や作業受委託体制確立等に、県単独事業を活用して引き続き取り組む予定でございます。

作付転換の具体的な取り組みといたしましては、株式会社西郷営農が、近年、健康食品として消費者の関心が高いもち麦を実証栽培し、昨日収穫が行われた結果、地元では好感触を得ていると聞いております。

次に、(2)の水田の汎用化対策についてでございますが、昨年度は2ヘクタールで暗渠排水工事を実施しており、本年度も継続して農家の意向確認を行った上で、暗渠排水を推進してまいります。

また、圃場整備の機運が高まった一部の地域におきましては、事業化に向けた農家等への説明や調整を実施しているところでございます。

県といたしましては、これらの取り組みを通して、今後ともえびの市や関係機関と十分に連携・協力し、地元農家の方々が安心して営農を継続できるよう取り組みを支援してまいりたいと考えております。

農政企画課からは以上でございます。

○野崎委員長 執行部の説明が終わりましたが、質疑はございませんか。

○佐藤委員 宮崎県は全国有数の畜産県でもあります。今度、鹿児島県で全共があると、それに対して宮崎県も必死でやっていくというこ

とであります。連続日本一を狙うということでもありますけれども、私の出身であります西臼杵も畜産は非常に盛んであります。

先日も競り市が行われました。ただ、状況としては、頭数が減っている。やはり、畜産経営をやめられる方がふえてきている。というのは、高齢化、もしくは担い手がいないということでもあります。

今までの全共にも、非常に優秀な方々が出品されてきておられると思うのですが、そういう技術を継承しながら、そういう人たちが、やめざるを得ないけれども、手助けしながらも頑張っていた方法というのをしっかりとっていかねばいけない。やはり、どこも必死でやっております。

特に南九州は、一生懸命やっておられますし、多くの優秀な子牛があちこちに行っている。西臼杵でも子牛が200万円で佐賀に買っていかれたと。これは安福久という種が鹿児島から西臼杵に来て、そして、佐賀県に行ったということですけれども、そういう畜産経営を辞退せざるを得ない人たちへの手助けをしっかりとやっていただきたい。

先ほど言いました受精卵の技術の件についても同じですが、そういうところに対する今後のやり方というのを少しお聞かせいただければ。

○谷之木畜産振興課長 第12回全共に向けては、委員御指摘のとおり、畜産を取り巻く情勢が厳しい中で、しっかり取り組んでいく必要があると思っています。

特に、どうしても今、技術員も若手になったりして、そういった方々の人材育成とかも含めて、やはり篤農家の方々とか、それから、先輩の技術員の技術をしっかりと伝承する、そういった取り組みも必要かと思っております。

また、上位が目指せるいい牛をしっかりとつくっていくためにも、既に推進協議会自体は発足して動き始めているんですけども、実際は肉牛の部に出品する候補牛をつくるための交配がここの12月ぐらいから始まります。

出品する牛を効率的につくるために、12月から交配する雌牛については、既においしさに関するDNAの検査も進めておりまして、そういったよりおいしい、能力の高い雌牛に種雄牛を交配して素牛をつくっていく。それも、出品するのは去勢牛といいまして、雄牛を去勢した牛です。効率的に雄牛を産ませるために交配する種雄牛の精液は性選別精液といいまして、雄の確立が90%以上ある精液を既につくっております。それを、12月までの間に、先ほど言いました能力の高い雌牛に交配をした上で、その期間が始まったら、すぐ候補牛をつくるための受精卵を移植できるような取り組みを今後、秋にかけて進めていく予定にしております。

○佐藤委員 県内全域ですか。

○谷之木畜産振興課長 はい。県内全域の雌牛から候補牛を今選んで、そういう取り組みをこれから始めていくところでございます。

既に精液は製造しております。

○佐藤委員 わかりました。よろしく申し上げます。

それと、先ほど言いました、今まで全共に出品をされてきた優秀な高齢者の方々を、多分把握されていると思うんですけども、そういう人たちがやめざるを得ないとか、そういうことに対するフォローといたしますか。

それから、この問題は、やはりJAとの連携も必要だと思うんですけども、いかがでしょうか。

○谷之木畜産振興課長 これまでに出品してい

ただいた農家さんの技術というのは——当然、まだ若くて現役の方は一緒に取り組んでいただくんですけども、高齢でやめざるを得ない農家さんの技術というのは、その方々を指導していたJA等の技術員の方々がまだいらっしゃいますので、そういった方々を中心に、今度、出品牛を持っていらっしゃる農家さんに対して、そういった先輩方の技術をしっかり伝承していくように、地域で行政も一緒になって進めていこうと考えております。

○佐藤委員 技術の伝承もですけども、後継者の人たちも、そういう一生懸命やってこられた人と触れ合うことによって学ぶものもある、もしくは高齢者の方で牛を引くことはできなくなったと、力も弱り、足も弱ったということできなくなるけれども、その牛を託して、そのまま養ってもらおうとか、まだまだお金にかえずともこの牛は持っておきたい。しかし、私は飼えないという人たちのためにも、それをカバーしてやるのが大事だと思いますので、よろしくをお願いします。

○野崎委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 ないようですので、それでは、以上をもって農政水産部を終わります。執行部の皆様、お疲れさまでございました。

暫時休憩いたします。

午前11時42分休憩

午前11時44分再開

○野崎委員長 委員会を再開いたします。

5月21日に行われました委員長会議の内容について御報告いたします。

委員長会議において、お手元に配付の委員長会議確認事項のとおり、委員会運営に当たって

の留意事項等を確認いたしました。時間の都合もありますので、主な事項についてのみ御説明いたします。

まず、1ページをお開きください。

(5)の閉会中の常任委員会についてであります。定例会と定例会の間に原則として1回以上開催し、また、必要がある場合には適宜、委員会を開催するという内容であります。

次に、2ページをお開きください。

(7)の執行部への資料要求につきましては、委員から要求があった場合、委員長が委員会に諮った後、委員長から要求するという内容です。

(8)の常任委員長報告の修正申し入れ及び署名についてであります。本会議で報告する委員長報告について、委員会でその内容を委員長一任と決定した場合、各委員が修正等の申し入れを行う場合は、委員長へ直接行うこと。そして、報告の署名は委員長のみが行うこととするものであります。

(9)のマスコミ取材についてであります。取材は、原則として採決等委員協議も含めて、記者席で行わせるという内容でありまして、委員会は採決等も含め、原則公開となっております。

次に、3ページをお開きください。

(12)の調査等につきましては、ア、県内調査、イ、県外調査、ウ、国等への陳情と分かれております。

まず、アの県内調査についてであります、4点ございます。

1点目は、県民との意見交換会を活発に行うため、常任委員会の県内調査において、県民との意見交換を積極的に行うというものです。

2点目は、調査中の陳情・要望等については、委員会は内部審査機関であり、対外的な権限を

持つものではないため、後日、回答する旨などの約束はしないというものであります。

3点目は、委員会による調査でありますので、単独行動による発着は、できる限る避けるというものであります。

4点目は、調査先は、原則として県内の状況把握を目的に選定されるものですが、県内での調査先の選定が困難であり、かつ、県政の重要課題に関して特に必要がある場合には、日程及び予算の範囲内で隣県を調査できるというものであります。

4ページをお開きください。

(15)の委員会室におけるパソコン等の使用についてですが、詳細は10ページにありますので、後ほどごらんください。

その他の事項につきましても、目を通していただきたいと思います。

皆様には、確認事項等に基づき、委員会の運営が円滑に進むよう御協力をお願いいたします。

確認事項等については何か御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 次に、今年度の委員会調査など、活動計画案については、お手元に配付の資料のとおりであります。

活動計画案にありますとおり、県内調査を7月に実施する予定であります。日程の都合もありますので、調査先についてあらかじめ皆様から御意見を伺いたいと思います。

参考までに、お手元に資料として、令和元年度環境農林水産常任委員会県内調査先候補と常任委員会調査の実施状況を配付しております。

調査先について、何か御意見、御要望等がありましたらお出しいただきたいと思います。

また、県外調査につきましても何か御意見、

御要望等がありましたら、あわせてお出しただきたいと思っております。

暫時休憩いたします。

午前11時48分休憩

午前11時52分再開

○野崎委員長 委員会を再開いたします。

それでは、県内調査の日程、調査先につきましては、ただいまの御意見を参考にしながら正副委員長に御一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

その他何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 何もないようでしたら、本日の委員会を終了したいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 それでは、以上をもって本日の委員会を終わります。

午前11時53分閉会

署 名

環境農林水産常任委員会委員長 野 崎 幸 士